

選手の移籍に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）に登録するチーム間の選手の移籍に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、移籍とは、同一年度（毎年4月1日から、翌年3月31日まで）内に所属するチームを変更すること（複数登録時の主チームの変更を含む）をいう。

(社会人チームの選手の移籍)

第3条 社会人チーム（JAPAN RUGBY LEAGUE ONE に所属するチームを除く。）の選手として登録されている選手（外国人選手を含む。）が他のチームに移籍するときは、現在所属するチームが、選手がチームを離籍する旨の登録手続きを行い、日本協会、チームが所属する支部協会及び都道府県協会からチームの移籍に関する承認を得なければならない。ただし、当該移籍が所属チームの解散、チームを保有する会社の倒産その他選手の責に帰すことのできない事由による場合には、現在所属するチームによる登録手続きを要しない。

- 2 前項に定める移籍が複数登録時の主チームの変更に当たるときは、副チームが、主チームを変更する旨の登録手続きを行い、主チームの変更に係る日本協会、チームが所属する支部協会、都道府県協会及び主チームの承認を得なければならない。ただし、当該主チームの変更に主チームの解散、チームを保有する会社の倒産その他選手の責に帰すことのできない事由による場合には、主チームによる承認を要しない。

(一般クラブチームの選手の移籍)

第4条 一般クラブチーム（JAPAN RUGBY LEAGUE ONE に所属するチームを除く。）の選手として登録されている18歳以上（高校生、高専生は除く）の選手が、当該年度中に他のチームに移籍するときは、前条の規定を準用する。

(学生チームの選手の移籍)

第5条 大学チーム、高専チーム又は高校チームの選手として登録されている選手は、登録された年度（4月から3月まで）と同一の年度内において他のチームに移籍する登録は認められない。ただし、廃校、所属チームの廃部その他選手自身の責に帰すことのできない事由により移籍する場合、又は大学チームに登録されている選手の内、一般社団法人リーグワンが定める「選手契約および登録に関する規程」第12条(6)が適用される場

合はこの限りでない。

(優先適用)

第6条 JAPAN RUGBY LEAGUE ONE (以下「リーグワン」という。)に所属するチームの選手の移籍については、リーグワンが別に定める規程に従うものとする。

(都道府県協会及び支部協会による移籍の制約)

第7条 都道府県協会及び支部協会は、所属するチーム間の選手の移籍について、特別の制約を設けることができる。ただし、選手がラグビーをプレーする機会を不当に妨げることのないよう、合理的な配慮をするように努めなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年 4月1日 施行
2014年 10月1日 改正
2022年 7月20日 改正
2022年 10月19日 改正
2026年 1月14日 改正
2026年 4月1日 改正